

6. 政治的権力からの人権と社会的権力からの人権—国家の役割はどこまで？

- 政治的権力と社会的権力
- 社会的権力による人権侵害をどう捉えるか？ 私人間効力の問題

1. 私人間の人権—妨害排除のための国家の役割

- ① 近代立憲主義の成果→国家からの自由、社会的圧迫からの自由
- ② 同時に社会経済的な影響力を持つ社会的権力が形成される→「社会的専制」からの自由
- ③ 最高裁の違憲判決（公権力における平等の問題）
 - a) 刑法の尊属殺重罰規定（最大判 1973.4.4.）
 - b) 公職選挙法における議員定数配分の対人口比不均衡（最大判 1976.4.14./最大判 1985.7.17.）
 - c) 出生による国籍取得における父系血統主義
→「著しく不合理な差別」ではない（東京地判 1981.3.30.）
→1984年に法改正（父又は母が…）
 - d) 非嫡出子の国籍取得 「日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子につき、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した場合に限り日本国籍の取得を認めている」（国籍法 3 条 1 項）は憲法 14 条 1 項に違反する（最大判 2008.6.4.）
- ④ 人権の私人間効力
 - a) 憲法は、私人間の関係を直接規律の対象とはしない
 - b) 私人間でも効力を持つように明示的な規定を置いている場合は例外（ポルトガル憲法）
 - c) 個人の尊厳と両性の平等という基本的な憲法価値は、民法上の基本価値となって私人間に効力を及ぼしている（間接適用説）

直接適用説：憲法は直接的に私人間関係を拘束する。

間接適用説：憲法は直接的には私人間関係を拘束しない。

- ⑤ 間接適用説の枠組み
 - a) 三菱樹脂事件（最大判 1973.12.12.）
三菱樹脂に採用・雇用された者が、学生時代に学生運動を行っていたことが発覚し、試用期間終了後に会社側は本採用を拒否した。原告は「思想・信条の自由」が侵害されたとして会社側を告訴。
※ 試用期間ののちに雇用契約を解除することができる権利を会社側が留保するという条件で採用された
※ 採用面接において、学生運動に参加したかどうかを尋ねられ、当時はこれを否定
 - b) 憲法の権利規定は「私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない」
 - c) 「私的自治に対する一般的制限規定である民法 1 条、90 条や不法行為に関する諸規定

等」によって「適切な調整を図る方途も存在する」

- d) 民法 90 条は、「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする」と規定している。
- e) 定年年齢に男女 5 年の差を設けた就業規則を、民法 90 条により無効とした例（最判 1981.3.24.）
- f) 女性の結婚退職制を民法 90 条に反し、無効とした判決（東京地判 1966.12.20.）

⑥ ステート・アクションの法理

- a) 私人の行為を《State》と関連づけ、憲法上の要請を及ぼす技術
- b) Company Town の運営に公的機能が及ぶことを認め、文書頒布の規制が表現の自由の制限の問題となるとした例→私的主体の公的性格
- c) State の財政支援を受け運営されている私立図書館における人種差別行為を問題とした例

⑦ 「部分社会」という考え方

- a) 部分社会の法理：団体内部の規律問題については司法審査が及ばないとする考え方
- b) 昭和女子大事件：学内で政治署名運動を行った学生を退学処分とした事件
→大学には在学学生を規律する「包括的機能」がある（最判 1974.7.19.）
- c) 論点：間接適用の考え方／団体の自立性

2. アファーマティヴ・アクション—国家の積極的措置

① アファーマティヴ・アクション

- a) 私人間の人権侵害を国家の力によって排除するだけでなく、社会的に不平等・不自由の立場におかれている人々の状態を改善するための法的措置
- b) （国家からの）形式的自由と（国家による）実質的自由
- c) 社会権（生存権、教育を受ける権利、職業選択の自由など）

② 形式的平等と実質的平等

- a) アファーマティヴ・アクションを憲法の平等条項（実現の手段）として位置づけるか、平等条項には反しない法的措置として位置付けるか。
- b) アファーマティヴ・アクションによって一部の白人は排除される
- c) 性別の枠を定めた政党候補者名簿
- d) 形式的平等（憲法 14 条）の問題として考えるか、個人の尊厳と幸福追求権（13 条）／生存権（25 条）の問題として考えるか？

3. 社会通念からの自由

無意識の偏見や差別が「社会通念」として正当化される危うさ

国民相互の理解の重要性：「みんな同じ」だから平等なのではなく、「みんな違う」からこそ平等